

ID: 5377
担当部署: 社会福祉課

処分の概要	勧告に係る措置命令		
法令名根拠条項	社会福祉法 第56条第6項(第144条において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【基準】 法第56条第6項の規定による。 (監督) 第56条 6 所轄庁は、第4項の規定による勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5378

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	措置命令不履行に対する業務停止等		
法令名根拠条項	社会福祉法 第56条第7項(第144条において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【基準】 法第56条第7項の規定による。 (監督) 第56条 7 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告することができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5379
担当部署: 社会福祉課

処分の概要	法令違反等による解散命令		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第56条第8項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【基準】 法第56条第8項の規定による。 (監督) 第56条 8 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに1年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5380

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	公益事業又は収益事業の停止命令		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第57条		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【基準】 法第57条の規定による。 (公益事業又は収益事業の停止) 第57条 所轄庁は、第26条第1項の規定により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。 (1) 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。 (2) 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。 (3) 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1597

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	市の区域内で行われる隣保事業についての許可の取消し等		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第73条において準用する第72条		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【基準】 準用する法第72条の規定による。 (許可の取消し等) 第72条 都道府県知事は、第62条第1項、第67条第1項、第68条の2第1項若しくは第2項若しくは第69条第1項の規定による届出をし、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の規定による許可を受けて社会福祉事業を営業者が、第62条第6項(第63条第3項及び第67条第5項において準用する場合を含む。)の規定による条件に違反し、第63条第1項若しくは第2項、第68条、第68条の3若しくは第69条第2項の規定に違反し、第70条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の規定による命令に違反し、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営業者することを制限し、その停止を命じ、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の許可を取り消すことができる。 2 都道府県知事は、第62条第1項、第67条第1項、第68条の2第1項若しくは第2項若しくは第69条第1項の規定による届出をし、若しくは第74条に規定する他の法律に基づく届出をし、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の規定による許可を受け、若しくは第74条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を受けて社会福祉事業を営業者(次章において「社会福祉事業の営業者」という。)が、第77条又は第79条の規定に違反したときは、その者に対し、社会福祉事業を営業者することを制限し、その停止を命じ、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の許可若しくは第74条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を取り消すことができる。 3 都道府県知事は、第62条第1項若しくは第2項、第67条第1項若しくは第2項、第68条の2第1項若しくは第2項又は第69条第1項の規定に違反して社会福祉事業を営業者が、その事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営業者することを制限し、又はその停止を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5387

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	共同募金会に対する解散命令		
法令名根拠条項	社会福祉法 第121条		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【基準】 法第121条の規定による。 (共同募金会に対する解散命令) 第121条 第30条第1項の所轄庁は、共同募金会については、第56条第8項の事由が生じた場合のほか、第114条各号に規定する基準に適合しないと認められるに至った場合においても、解散を命ずることができる。ただし、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限る。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1913

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	社会福祉連携推進認定の取消し		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第145条第1項及び第2項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【基準】 法第145条の規定による。 (社会福祉連携推進認定の取消し) 第145条 認定所轄庁は、社会福祉連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当するときは、社会福祉連携推進認定を取り消さなければならない。 (1) 第128条第1号又は第3号に該当するに至ったとき。 (2) 偽りその他不正の手段により社会福祉連携推進認定を受けたとき。 2 認定所轄庁は、社会福祉連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当するときは、社会福祉連携推進認定を取り消すことができる。 (1) 第127条各号(第5号を除く。)に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたとき。 (2) 社会福祉連携推進法人から社会福祉連携推進認定の取消しの申請があつたとき。 (3) この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。 3 認定所轄庁は、前2項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。 4 第1項又は第2項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消された社会福祉連携推進法人は、その名称中の社会福祉連携推進法人という文字を一般社団法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。 5 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第29条第6項及び第7項の規定は、認定所轄庁が第1項又は第2項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消した場合について準用する。この場合において、同条第6項中「行政庁は、第1項又は第2項の規定による公益認定」とあるのは、「社会福祉法第139条第1項に規定する認定所轄庁は、同法第126条第1項に規定する社会福祉連携推進認定」と読み替えるものとする。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 701

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	職権による保護の変更		
法令名 根拠条項	生活保護法 第25条第2項		
法令番号	昭和25年法律第144号		
【基準】 法第25条第2項の規定による。 (職権による保護の開始及び変更) 第25条 2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第4項の規定は、この場合に準用する。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 702

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	保護の停止、廃止		
法令名 根拠条項	生活保護法 第26条		
法令番号	昭和25年法律第144号		
【基準】 法第26条の規定による。 (保護の停止及び廃止) 第26条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第28条第5項又は第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 703

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	報告又は調査に応じないときの保護廃止等		
法令名 根拠条項	生活保護法 第28条第5項		
法令番号	昭和25年法律第144号		
【基準】 法第28条第5項の規定による。 （報告、調査及び検診） 第28条 5 保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 704

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	保護の変更、停止、廃止		
法令名 根拠条項	生活保護法 第62条第3項		
法令番号	昭和25年法律第144号		
【基準】 法第62条第1項から第3項までの規定による。 (指示等に従う義務) 第62条 被保護者は、保護の実施機関が、第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。 2 保護施設を利用する被保護者は、第46条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。 3 保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 705

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	費用返還額決定		
法令名根拠条項	生活保護法 第63条		
法令番号	昭和25年法律第144号		
【基準】 法第63条の規定による。 (費用返還義務) 第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 706

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	扶養義務者からの費用徴収		
法令名 根拠条項	生活保護法 第77条		
法令番号	昭和25年法律第144号		
【基準】 法第77条の規定による。 (費用等の徴収) 第77条 被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。 2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1824

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	保護を受けた者からの費用徴収		
法令名 根拠条項	生活保護法 第77条の2		
法令番号	昭和25年法律第144号		
【基準】 法第77条の2の規定による。 第77条の2 急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第63条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。 2 前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 707

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	不正受給者からの費用徴収		
法令名 根拠条項	生活保護法 第78条		
法令番号	昭和25年法律第144号		
【基準】 法第78条の規定による。 第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。 2 偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。 3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。 4 前条第2項の規定は、前3項の規定による徴収金について準用する。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1620

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	通所給付決定の取消し		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第21条の5の9第1項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第21条の5の9の規定による。 第21条の5の9 通所給付決定を行つた市町村は、次に掲げる場合には、当該通所給付決定を取り消すことができる。 (1) 通所給付決定に係る障害児が、指定通所支援及び基準該当通所支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。 (2) 通所給付決定保護者が、通所給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。 (3) 通所給付決定に係る障害児又はその保護者が、正当な理由なしに第21条の5の6第2項（前条第3項において準用する場合を含む。）の規定による調査に応じないとき。 (4) その他政令で定めるとき。 2 前項の規定により通所給付決定の取消しを行つた市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る通所給付決定保護者に対し通所受給者証の返還を求めるものとする。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 647

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	障害福祉サービス提供の措置解除		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第21条の6		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第21条の6の規定による。 第21条の6 市町村は、障害児通所支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は同法に規定する介護給付費若しくは特例介護給付費(第56条の6第1項において「介護給付費等」という。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該障害児につき、政令で定める基準に従い、障害児通所支援若しくは障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害児通所支援若しくは障害福祉サービスの提供を委託することができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 650-2

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	助産の実施の解除		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第22条		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第22条の規定による。 第22条 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあつたときは、その妊産婦に対し助産施設において助産を行わなければならない。ただし、付近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。 2 前項に規定する妊産婦であつて助産施設における助産の実施(以下「助産の実施」という。)を希望する者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する助産施設その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合において、助産施設は、厚生労働省令の定めるところにより、当該妊産婦の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。 3 都道府県等は、第25条の7第2項第3号、第25条の8第3号又は第26条第1項第5号の規定による報告又は通知を受けた妊産婦について、必要があると認めるときは、当該妊産婦に対し、助産の実施の申込みを勧奨しなければならない。 4 都道府県等は、第1項に規定する妊産婦の助産施設の選択及び助産施設の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、当該都道府県等の設置する福祉事務所の所管区域内における助産施設の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。			
備考	【共通担当部署】 健康づくり課 社会福祉課 子育て支援課		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 651-2

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	母子保護の実施の解除		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第23条		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第23条の規定による。 第23条 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあつたときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用等適切な保護を行わなければならない。 2 前項に規定する保護者であつて母子生活支援施設における保護の実施(以下「母子保護の実施」という。)を希望するものは、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する母子生活支援施設その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合において、母子生活支援施設は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。 3 都道府県等は、前項に規定する保護者が特別な事情により当該都道府県等の設置する福祉事務所の所管区域外の母子生活支援施設への入所を希望するときは、当該施設への入所について必要な連絡及び調整を図らなければならない。 4 都道府県等は、第25条の7第2項第3号、第25条の8第3号若しくは第26条第1項第5号又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条の2の規定による報告又は通知を受けた保護者及び児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、母子保護の実施の申込みを勧奨しなければならない。 5 都道府県等は、第1項に規定する保護者の母子生活支援施設の選択及び母子生活支援施設の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、母子生活支援施設の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。			
備考	【共通担当部署】 健康づくり課 社会福祉課 子育て支援課		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1630

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	指定障害児相談支援事業者の指定の取消し等		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第24条の36		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】	法第24条の36の規定による。 第24条の36 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児相談支援事業者に係る第24条の26第1項第1号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 指定障害児相談支援事業者が、第24条の28第2項において準用する第21条の5の15第3項第5号、第5号の2又は第13号のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 指定障害児相談支援事業者が、第24条の30第3項の規定に違反したと認められるとき。 (3) 指定障害児相談支援事業者が、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第24条の31第1項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。 (4) 指定障害児相談支援事業者が、第24条の31第2項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定障害児相談支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。 (5) 障害児相談支援給付費の請求に関し不正があつたとき。 (6) 指定障害児相談支援事業者が、第24条の34第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (7) 指定障害児相談支援事業者又は当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者が、第24条の34第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (8) 指定障害児相談支援事業者が、不正の手段により第24条の26第1項第1号の指定を受けたとき。 (9) 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 (10) 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (11) 指定障害児相談支援事業者の役員又は当該指定に係る障害児相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1631

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	勧告に係る措置命令		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第24条の40第3項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第24条の40の規定による。 第24条の40 第24条の38第2項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定障害児相談支援事業者(同条第4項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児相談支援事業者を除く。)が、同条第1項の厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。 2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。 3 厚生労働大臣等は、第1項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4 厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。 5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定障害児相談支援事業者が第3項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係市町村長に通知しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 653

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	児童等を社会福祉主事等に指導させる措置の解除		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第25条の7第1項第2号		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第25条の7第1項第2号の規定による。 第25条の7 市町村(次項に規定する町村を除く。)は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(次項において「要保護児童等」という。)に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第25条第1項の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者(以下「通告児童等」という。)について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。 (1) 略 (2) 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者福祉司(以下「知的障害者福祉司」という。)又は社会福祉主事に指導させること。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 654

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	障害福祉サービス、助産の実施又は母子保護及び保育の利用に要する費用の徴収		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第56条第2項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第56条第2項の規定による。 第56条 2 第50条第5号、第6号、第6号の2若しくは第7号から第7号の3までに規定する費用を支弁した都道府県又は第51条第2号から第5号までに規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。			
備考	健康づくり課、子育て支援課		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 659

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	不正利得に係る障害児通所給付費等の徴収等		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第57条の2第1項及び第2項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第57条の2第1項及び第2項の規定による。 第57条の2 市町村は、偽りその他不正の手段により障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費(以下この章において「障害児通所給付費等」という。)の支給を受けた者があるときは、その者から、その障害児通所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。 2 市町村は、指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者が、偽りその他不正の行為により障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費の支給を受けたときは、当該指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 930

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	障害児福祉手当の受給資格の喪失		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第17条		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【基準】 法第17条の規定による。 (支給要件) 第17条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福祉手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 障害を支給事由とする給付で政令で定めるものを受けるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。 (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに収容されているとき。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 931

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	障害児福祉手当の支給の制限①		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第20条		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【基準】 法第20条の規定による。 (支給の制限) 第20条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。 政令第7条 (法第20条の政令で定める額) 第7条 法第20条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、360万4000円とし、扶養親族等があるときは、360万4000円に当該扶養親族等1人につき38万円(当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき48万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等であるときは、当該特定扶養親族等1人につき63万円とする。)を加算した額とする。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1031

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	障害児福祉手当の支給の制限②		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第21条		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【基準】 法第21条の規定による。 第21条 手当は、受給資格者の配偶者の前年の所得又は受給資格者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 932

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	障害児福祉手当の返還		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第22条第2項		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【基準】 法第22条第2項の規定による。 第22条 2 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。 (1) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第20条に規定する政令で定める額を超えること。 当該被災者に支給された手当 (2) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 933

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第24条		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【基準】 法第24条第1項の規定による。 （不正利得の徴収） 第24条 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 934

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	障害児福祉手当の不支給		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【基準】 法第26条において準用する法第11条(第3号を除く。)の規定による。 第11条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 (1) 受給資格者が、正当な理由がなくて、第36条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。 (2) 障害児が、正当な理由がなくて、第36条第2項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。 (3) 略 (調査) 第36条 行政庁は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無若しくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。 2 行政庁は、必要があると認めるときは、障害児、重度障害児若しくは特別障害者に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 935

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	調査拒否等による手当支払差止め		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【基準】 法第26条において準用する法第12条の規定による。 第12条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第35条第1項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差し止めることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 936

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	手当の支払の調整		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【基準】 法第26条において準用する法第16条において準用する児童扶養手当法第31条の規定による。 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条 (児童扶養手当法の準用) 第16条 児童扶養手当法第5条の2第1項及び第3項、第8条、第22条から第25条まで並びに第31条の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第5条の2第1項中「基本額」とあるのは「特別児童扶養手当の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と、同法第8条第1項中「監護等児童があるに至った場合」とあるのは「監護し若しくは養育する障害児があるに至った場合又はその監護し若しくは養育する障害児の障害の程度が増進した場合」と、同条第3項中「監護等児童の数が減じ」とあるのは「その監護し若しくは養育する障害児の数が減じ、又はその障害児の障害の程度が低下し」と、「その減じ」とあるのは「その減じ、又は低下し」と、同法第23条第1項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第31条中「第12条第2項」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第9条第2項」と、「金額の全部又は一部」とあるのは「金額」と読み替えるものとする。 児童扶養手当法第31条 (手当の支払の調整) 第31条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。第12条第2項の規定によりすでに支給を受けた手当に相当する金額の全部又は一部を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 937

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	特別障害者手当の受給資格の喪失		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の2		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【基準】 法第26条の2の規定による。 (支給要件) 第26条の2 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所しているとき(同法に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。))。 (2) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所しているとき。 (3) 病院又は診療所(前号に規定する施設を除く。)に継続して3月を超えて入院するに至ったとき。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 938

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	特別障害者手当の支給の調整		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の4		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【基準】 法第26条の4の規定による。 (支給の調整) 第26条の4 手当は、手当の支給要件に該当する者が、障害を支給事由とする給付であつて、手当に相当するものとして政令で定めるものを受けることができるときは、その価額の限度で支給しない。ただし、その全額につきその支給が停止されているときは、この限りでない。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 939

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	特別障害者手当の不支給		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【基準】 法第26条の5において準用する法第11条(第3号を除く。)の規定による。 第11条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 (1) 受給資格者が、正当な理由がなくて、第36条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。 (2) 障害児が、正当な理由がなくて、第36条第2項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。 (3) 略 (調査) 第36条 行政庁は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無若しくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。 2 行政庁は、必要があると認めるときは、障害児、重度障害児若しくは特別障害者に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 940

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	調査拒否等による手当支払差止め		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【基準】 法第26条の5において準用する法第12条の規定による。 第12条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第35条第1項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差し止めることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 943

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	特別障害者手当の支払の調整		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【基準】 法第26条の5において準用する法第16条において準用する児童扶養手当法第31条の規定による。 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条 (児童扶養手当法の準用) 第16条 児童扶養手当法第5条の2第1項及び第3項、第8条、第22条から第25条まで並びに第31条の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第5条の2第1項中「基本額」とあるのは「特別児童扶養手当の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と、同法第8条第1項中「監護等児童があるに至った場合」とあるのは「監護し若しくは養育する障害児があるに至った場合又はその監護し若しくは養育する障害児の障害の程度が増進した場合」と、同条第3項中「監護等児童の数が減じ」とあるのは「その監護し若しくは養育する障害児の数が減じ、又はその障害児の障害の程度が低下し」と、「その減じ」とあるのは「その減じ、又は低下し」と、同法第23条第1項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第31条中「第12条第2項」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第9条第2項」と、「金額の全部又は一部」とあるのは「金額」と読み替えるものとする。 児童扶養手当法第31条 (手当の支払の調整) 第31条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。第12条第2項の規定によりすでに支給を受けた手当に相当する金額の全部又は一部を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 941

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	特別障害者手当の支給の制限①		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【基準】 法第26条の5において準用する法第20条の規定による。 (支給の制限) 第20条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。 政令第7条 (法第20条の政令で定める額) 第7条 法第20条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、360万4000円とし、扶養親族等があるときは、360万4000円に当該扶養親族等1人につき38万円(当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき48万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等であるときは、当該特定扶養親族等1人につき63万円とする。)を加算した額とする。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1032

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	特別障害者手当の支給の制限②		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【基準】 法第26条の5において準用する法第21条の規定による。 第21条 手当は、受給資格者の配偶者の前年の所得又は受給資格者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 942

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	特別障害者手当の返還		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【基準】 法第26条の5において準用する法第22条第2項の規定による。 第22条 2 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。 (1) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第20条に規定する政令で定める額を超えること。 当該被災者に支給された手当 (2) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 944

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【基準】 法第26条の5において準用する法第24条第1項の規定による。 (不正利得の徴収) 第24条 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1717

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	生活困窮者自立支援法 第18条第1項		
法令番号	平成25年法律第105号		
【基準】 法第18条の規定による。 (不正利得の徴収) 第18条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県等は、その者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。 2 前項の規定による徴収金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。 旭市生活困窮者住居確保給付金事業実施要綱(平成27年4月1日告示第79号)による。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 688

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	更生に必要な指導措置の解除		
法令名 根拠条項	身体障害者福祉法 第17条の2第1項第3号		
法令番号	昭和24年法律第283号		
【基準】 法第17条の2第1項の規定による。 (診査及び更生相談) 第17条の2 市町村は、身体障害者の診査及び更生相談を行い、必要に応じ、次に掲げる措置を採らなければならない。 (1) 医療又は保健指導を必要とする者に対しては、医療保健施設に紹介すること。 (2) 公共職業能力開発施設の行う職業訓練(職業能力開発総合大学校の行うものを含む。)又は就職あつせんを必要とする者に対しては、公共職業安定所に紹介すること。 (3) 前2号に規定するもののほか、その更生に必要な事項につき指導すること。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 691

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置の解除		
法令名 根拠条項	身体障害者福祉法 第18条		
法令番号	昭和24年法律第283号		
【基準】 法第18条の規定による。 (障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置) 第18条 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第6項に規定する療養介護及び同条第10項に規定する施設入所支援(以下この条において「療養介護等」という。))を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。 2 市町村は、障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項の厚生労働省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。)への入所を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものに限る。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者を当該市町村の設置する障害者支援施設等に入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくは独立行政法人国立病院機構若しくは高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成20年法律第93号)第3条の2に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの(以下「指定医療機関」という。)にその身体障害者の入所若しくは入院を委託しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 694

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	障害福祉サービス等の費用の徴収		
法令名 根拠条項	身体障害者福祉法 第38条第1項		
法令番号	昭和24年法律第283号		
【基準】 法第38条第1項の規定による。 (費用の徴収) 第38条 第18条第1項の規定により障害福祉サービスの提供若しくは提供の委託が行われた場合又は同条第2項の規定により障害者支援施設等への入所若しくは障害者支援施設等若しくは指定医療機関への入所若しくは入院の委託(国の設置する障害者支援施設等への入所の委託を除く。)が行われた場合においては、当該行政措置に要する費用を支弁した市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 711

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	障害福祉サービスの提供措置の解除		
法令名 根拠条項	知的障害者福祉法 第15条の4		
法令番号	昭和35年法律第37号		
【基準】 法第15条の4の規定による。 (障害福祉サービス) 第15条の4 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第6項に規定する療養介護及び同条第10項に規定する施設入所支援(以下この条及び次条第1項第2号において「療養介護等」という。)を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 713

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	知的障害者等を社会福祉主事等に指導させる措置の解除		
法令名 根拠条項	知的障害者福祉法 第16条第1項第1号		
法令番号	昭和35年法律第37号		
【基準】 法第16条第1項第1号の規定による。 (障害者支援施設等への入所等の措置) 第16条 市町村は、18歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。 (1) 知的障害者又はその保護者を知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 714

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	障害者支援施設等への入所措置の解除		
法令名 根拠条項	知的障害者福祉法 第16条第1項第2号		
法令番号	昭和35年法律第37号		
【基準】 法第16条第1項第2号及び同条第2項の規定による。 (障害者支援施設等への入所等の措置) 第16条 市町村は、18歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。 (1) 略 (2) やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものに限る。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該市町村の設置する障害者支援施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項の厚生労働省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。)に入所させてその更生援護を行い、又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくはほぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託すること。 (3) 略 2 市町村は、前項第2号又は第3号の措置を採るに当たつて、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、あらかじめ、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1022

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	職親委託措置の解除		
法令名 根拠条項	知的障害者福祉法 第16条第1項第3号		
法令番号	昭和35年法律第37号		
【基準】 法第16条第1項第3号及び同条第2項の規定による。 (障害者支援施設等への入所等の措置) 第16条 市町村は、18歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。 (1) 略 (2) 略 (3) 知的障害者の更生援護を職親(知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。)に委託すること。 2 市町村は、前項第2号又は第3号の措置を採るに当たつて、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、あらかじめ、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 715

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	知的障害者の入所費用の徴収		
法令名 根拠条項	知的障害者福祉法 第27条第1項		
法令番号	昭和35年法律第37号		
【基準】 法第27条第1項の規定による。 (費用の徴収) 第27条 第15条の4又は第16条第1項第2号の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき市町村の長は、当該知的障害者又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。次項において同じ。)から、その負担能力に応じて、当該行政措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1096

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第8条		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第8条の規定による。 (不正利得の徴収) 第8条 市町村(政令で定める医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。)は、偽りその他不正の手段により自立支援給付を受けた者があるときは、その者から、その自立支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。 2 市町村等は、第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者、第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者又は第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関(以下この項において「事業者等」という。)が、偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費又は療養介護医療費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。 3 前2項の規定による徴収金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1028

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	支給決定の取消し		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第25条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第25条第1項の規定による。 (支給決定の取消し) 第25条 支給決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。 (1) 支給決定に係る障害者等が、第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等及び第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。 (2) 支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき(支給決定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。)。 (3) 支給決定に係る障害者等又は障害児の保護者が、正当な理由なしに第20条第2項(前条第3項において準用する場合を含む。)の規定による調査に応じないとき。 (4) その他政令で定めるとき。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1604

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	地域相談支援給付決定の取消し		
法令名称 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の10第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第51条の10及び政令第26条の6の規定による。 (地域相談支援給付決定の取消し) 第51条の10 地域相談支援給付決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該地域相談支援給付決定を取り消すことができる。 (1) 地域相談支援給付決定に係る障害者が、第51条の14第1項に規定する指定地域相談支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。 (2) 地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき(地域相談支援給付決定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。) (3) 地域相談支援給付決定に係る障害者が、正当な理由なしに第51条の6第2項及び前条第3項において準用する第20条第2項の規定による調査に応じないとき。 (4) その他政令で定めるとき。 2 前項の規定により地域相談支援給付決定の取消しを行った市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援受給者証の返還を求めるものとする。 (地域相談支援給付決定を取り消す場合) 第26条の6 法第51条の10第1項第4号の政令で定めるときは、地域相談支援給付決定障害者(法第5条第23項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。次条及び第26条の8において同じ。)が法第51条の6第1項又は第51条の9第1項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1611

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	指定特定相談支援事業者に対する勧告措置命令
法令名称 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の28第4項
法令番号	平成17年法律第123号
【基準】 法第51条の28第4項の規定による。 (勧告、命令等) 第51条の28 都道府県知事は、指定一般相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定一般相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 (1) 当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第51条の23第1項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。 (2) 第51条の23第2項の厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定地域相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。 (3) 第51条の23第3項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。 2 市町村長は、指定特定相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定特定相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 (1) 当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第51条の24第1項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。 (2) 第51条の24第2項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定計画相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。 (3) 第51条の24第3項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。 3 都道府県知事は、第1項の規定による勧告をした場合において、市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定相談支援事業者が、前2項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 4 都道府県知事は、第1項の規定による勧告を受けた指定一般相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき、市町村長は、第2項の規定による勧告を受けた指定特定相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 5 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。 6 市町村は、地域相談支援給付費の支給に係る指定地域相談支援を行った指定一般相談支援事業者について、第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る一般相談支援事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。	
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日
-----------	----------------	---------	-------

ID: 1612

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	指定特定相談支援事業者の指定の取消し等		
法令名称 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の29第2項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】	法第51条の29第2項の規定による。 (指定の取消し等) 第51条の29 2 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定特定相談支援事業者に係る第51条の17第1項第1号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 指定特定相談支援事業者が、第51条の20第2項において準用する第36条第3項第5号、第5号の2又は第12号のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 指定特定相談支援事業者が、第51条の22第3項の規定に違反したと認められるとき。 (3) 指定特定相談支援事業者が、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第51条の24第1項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。 (4) 指定特定相談支援事業者が、第51条の24第2項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定計画相談支援の事業の運営をすることができなくなったとき。 (5) 計画相談支援給付費の請求に関し不正があったとき。 (6) 指定特定相談支援事業者が、第51条の27第2項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (7) 指定特定相談支援事業者又は当該指定に係る特定相談支援事業所の従業員が、第51条の27第2項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定特定相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (8) 指定特定相談支援事業者が、不正の手段により第51条の17第1項第1号の指定を受けたとき。 (9) 前各号に掲げる場合のほか、指定特定相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 (10) 前各号に掲げる場合のほか、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (11) 指定特定相談支援事業者の役員又はその特定相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に計画相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1613

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	指定相談支援事業者に対する勧告措置命令		
法令名称 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の33第3項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第51条の33第3項の規定による。 (勧告、命令等) 第51条の33 第51条の31第2項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定相談支援事業者(同条第4項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定相談支援事業者を除く。)が、同条第1項の厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。 2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 厚生労働大臣等は、第1項の規定による勧告を受けた指定相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4 厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。 5 厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長は、指定相談支援事業者が第3項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事又は関係市町村長に通知しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1029

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	支給認定の取消し		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第57条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第57条第1項の規定による。 (支給認定の取消し) 第57条 支給認定を行った市町村等は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。 (1) 支給認定に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要がなくなったと認めるとき。 (2) 支給認定障害者等が、支給認定の有効期間内に、当該市町村等以外の市町村等の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき(支給認定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。)。 (3) 支給認定に係る障害者等が、正当な理由なしに第9条第1項の規定による命令に応じないとき。 (4) その他政令で定めるとき。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の規定による。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1119

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	特定障害者特別給付費等の支給の取消し		
法令名称 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 第34条の6第1項		
法令番号	平成18年厚生労働省令第19号		
【基準】 省令第34条の6第1項の規定による。 (特定障害者特別給付費等の支給の取消し) 第34条の6 市町村は、次の各号に掲げる場合には、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費(以下この条において「特定障害者特別給付費等」という。)の支給を行わないことができる。 (1) 特定障害者が、法第34条第1項及び第35条第1項の規定に基づき特定障害者特別給付費等の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。 (2) 特定障害者が、第34条の3第3項第2号に規定する期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1616

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	計画相談支援給付費の支給の取消し		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 第34条の55第1項		
法令番号	平成18年厚生労働省令第19号		
【基準】 省令第34条の55第1項の規定による。 (計画相談支援給付費の支給の取消し) 第34条の55 市町村は、次の各号に掲げる場合には、計画相談支援給付費の支給を行わないことができる。 (1) 計画相談支援対象障害者等が、法第51条の17第1項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。 (2) 計画相談支援対象障害者等が、支給期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日